

# 全肢連情報

## ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を  
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。 URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

## ワクチン接種 通所施設を活用 介護報酬の対象に ～厚生労働省

厚生労働省は4月5日、新型コロナウイルスワクチン接種に関する介護報酬の特例について、自治体に事務連絡した。通所系サービス事業所内で接種する場合、接種前後の誘導や支援、見守りなどの業務を介護保険サービスとして扱い、あらかじめケアプランに記載された提供時間内で介護報酬を算定できるようにした。

通常、通所介護（地域密着型、認知症対応型含む）、通所リハビリなどにおける予防接種は介護保険サービスとなるが、今回、コロナの感染拡大を防ぐため特例を設けた。

接種日にサービスを利用する予定がなくても、事前に利用者の同意を得た上でケアプランに位置づければ介護報酬を算定できる。その際、提供時間が「3時間未満」であっても通所介護では「2時間以上3時間未満」として扱うことを認める。

送迎に関しては、利用者宅と事業所間のほか、利用者宅から接種会場を経由して事業所まで、その逆ルートの場合のいずれも介護報酬を算定できる。送迎に時間がかかって一時的に事業所内で人員配置基準を満たせなくても柔軟に対応して構わない。

一方、介護報酬を算定できないのは、事業所が接種に必要な経費について市町村からコロナワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を財団とする委託費を受けているケース。送迎については、サービス提供中に事業所と接種会場間で行う場合などは算定できない。

また、事務連絡では、接種会場が福祉センターなど医療機関以外の場合、移動手段として訪問介護を利用する際の扱いも示した。

訪問介護員などが運転する車を活用する場合は「通所等乗降介助」が利用でき、一定の条件を満たせば「身体介護」も利用可能としている。また、公共交通機関を活用する場合は「身体介護」のうち「通院・外出介助」が利用できる。これらの利用についてはサービス提供後にケアプランを見直すことでも構わないこととしている。

## 地域間格差是正正して 改正へ意見聴取 ～厚生労働省

障害者総合支援法の見直しを進める厚生労働の社会保障審議会障害者部会は4月19日、関係団体から意見聴取を始めた。同法に基づく地域生活支援事業について、市町村間で運用上の格差があることを複数の団体が指摘した。

全国身体障害者施設協議会は同事業のメニューの一つ「移動支援」について、「施設入所者も使えるはずだが利用できない例がある」と指摘。自治体によって運用上の解釈に違いがあり、それを是正するための通知を厚労省が出すべきだとした。

全日本ろうあ連盟は同事業の「意思疎通支援事業」について「手話通訳者を派遣する際の基準に格差がある」と指摘。そうした現状を改めるには、かねて同連盟が提唱する「手話言語法」の制定が必要だとした。

同事業は国の補助を受けて都道府県・市町村が実施するもの。市町村の必須事業だけで10個のメニューがある。「訪問介護」のように全国一律の基準で個人に給付されるサービスとは異なる。同事業に充てる国費は2007年度は400億円だったが、2021年度予算では513億円。事業のメニューも増えている。自治体の裁量が大きいためニーズに対応しきれていないとの指摘がかねてからある。

同事業について厚労省は3月の同部会で、見直しの論点に位置付けた。意見聴取は5月24日まで計5回、45団体に対して行う。同部会は法改正に向けて年内に報告書をまとめることにしている。なお、全肢連へのヒアリングは5月17日に行われる。

### 障害福祉サービスの在り方等について 主な検討事項（案）

#### I 地域における障害者支援について

○障害の重度化・障害者の高齢化を踏まえた地域での生活の支援についてどう考えるか。特に、地域での自立生活の実現・継続を支えるサービスの在り方をどう考えるか。

○地域での自立生活への移行や継続を支えていくための相談支援の在り方についてどう考えるか。また、地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法による参加支援や地域づくりといった観点も踏まえ、地域生活に必要な暮らしの支援（地域生活支援事業等の在り方）について、どう考えるか。

#### II 障害児支援について

○障害児通所支援の在り方についてどう考えるか。特に、昨今の状況変化（女性の就労率の上昇等）や、インクルージョンの観点も踏まえ、放課後等デイサービス・児童発達支援等がそれぞれ担うべき役割・機能をどう考えるか。

○いわゆる「過剰児」をめぐる課題についてどう考えるか。（円滑な移行に向けた仕組み、支援体制等）

#### III 障害者の就労支援について

○短時間雇用など多様な就労ニーズへの対応や加齢等の影響による一般就労から福祉的就労への移行についてどう考えるか。

○雇用と福祉の連携強化についてどう考えるか。（雇用・福祉施策の役割分担、それぞれの課題など）

#### IV その他

○介護保険施設等を居住地特例の対象とすることについてどう考えるか。

○障害福祉サービス等の制度の持続可能性についてどう考えるか。

## **危険な踏切の安全対策、新たに93カ所を指定 ～国土交通省**

国土交通省は4月13日、改正踏切道改良促進法に基づく改良する踏切道第1弾として全国93カ所を指定したと発表した。

改正踏切道改良促進法が3月31日に成立し、4月1日から施行された。今回指定する踏切道は、改正後の踏切道改良促進法に基づく最初の指定となるもの。

指定された箇所は、法の規定に基づき、立体交差化や拡幅などの従来の対策に加え、周辺迂回路の整備など、面的・総合的対策や踏切道のバリアフリー化など、地域の実情に応じた幅広い踏切道対策が検討・実施される。

また、今回指定された踏切道については、踏切道の諸元等を記載した「踏切安全通行カルテ」を作成し、定期的に更新することで、対策状況を「見える化」する。

国土交通省では、地方踏切道改良協議会を通じて改良計画の策定を支援するなど、対策促進を図るとしている。

## **改正案が衆院通過 「合理的配慮」義務化へ ～政府**

障害者差別解消法改正案が4月20日、衆議院本会議で全会一致で可決された。障害者の移動や意思疎通を無理のない範囲で支援する「合理的配慮」を提供するよう民間企業に義務付ける。参議院での審議を経て今国会で成立する見込み。

合理的配慮とは障害者が生活場面で直面する障壁について、事業者などが対話を通じて取り除くこと。怠ると同法の差別にあたる。

現在、行政機関は合理的配慮の提供が義務化されているが、民間企業は努力義務にとどまっている。

衆院内閣委員会の審議では、差別を受けた障害者が相談する窓口がどこにあるか分かりにくいことなど現行法が十分に機能していないことが指摘された。

そのため、付帯決議はワンストップで対応する相談窓口を設置することや、窓口にアクセスしやすい体制をつくることなどを政府に注文していた。

## **災害基本法改正案も 市町村の避難計画を義務化 ～政府**

災害対策基本法などの一括改正案が4月16日、衆議院本会議で全会一致により可決された。災害時に自力で避難するのが難しい高齢者や障害者について、避難支援者や避難先などを記載した「個別避難計画」を市町村が作ることを努力義務とする。参議院での審議を経て成立する見通しだ。

同法と一括改正する災害救助法については、災害発生の恐れがある段階であっても、国の災害対策本部が設置されていれば、都道府県が避難所を設置できるよう改める。

衆院災害対策特別委員会では8項目の付帯決議がついた。市町村による障害者や高齢者の避難支援の実効性を上げるため、政府が市町村を支援するよう注文した。

内閣府ホームページ <http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/r3taisaku.html>

## **常磐線各停で車いす客の利用環境改善へ ～JR東日本**

JR 東日本は 2021 年 4 月 20 日、ホームドア設置を進めている常磐線各駅停車の北松戸駅など 7 駅について、一部のドア前に車いす利用客の乗降を円滑化する対策を行うと発表しました。

実施されるのは北松戸、馬橋、新松戸、北小金、南柏駅、柏、北柏駅の 7 駅で、それぞれ 2 号車と 9 号車の 4 番ドアに位置する乗降口に「くし状部材」が設置され、ホームと列車の間隔を縮小します。当該乗降口のホーム路面には、ペイントによる案内表示が設置されます。

あわせて、この 7 駅のうち、特定の駅と乗降口で降車する場合は、希望により係員の案内なしで、客自身による降車が可能になります。対象となるのは、段差と隙間の目安値を満たす乗降口で、下り（取手方面）は北松戸、馬橋、北小金、南柏、柏の 5 駅、上り（綾瀬方面）は柏、北小金の 2 駅の、それぞれ特定の乗降口です。

なお、この 7 駅のほか、2022 年度以降には、亀有、金町、松戸、我孫子、天王台、取手の 6 駅にも、ホームドアおよびくし状部材の設置が進められる予定です。

## **DWAT の役割周知へ 啓発映像を作成 ～静岡県**

大規模災害時に避難所で、高齢者や障害者ら要配慮者の生活支援などに当たる DWAT（災害派遣福祉チーム）について事務局を担う静岡県社会福祉協議会は、静岡 DWAT の役割や活動を周知するための動画を作成した。

DWAT は都道府県単位で組織し、研修を受けた介護福祉士や保育士、社会福祉士ら種別を超えた福祉専門職で構成する。被災自治体の要請に基づき派遣され、避難所で避難者からの相談対応や要配慮者のアセスメント、バリアフリーなどの環境整備、関係機関への橋渡し役を担う。

静岡県では DWAT が 2017 年に発足し、現在登録員は 231 人。避難所で要配慮者らの災害関連死を防ぐのに欠かせない存在として近年、注目を集める半面、DMAT（災害派遣医療チーム）などと比べるとまだまだ社会的な認知度は低い。

これまで自治体の防災訓練に登録員が参加したり、パンフレットを配布したりして周知を図ってきたが、実際の活動やメンバーの思いを視覚的に訴えることができる啓発の必要性を感じていた。

動画は約 25 分で、作成費用は赤い羽根共同募金助成で賄った。静岡 DWAT の立ち上げに携わった学識経験者や事務局職員が DWAT の必要性や役割について解説している。

2018 年夏の西日本豪雨で甚大な被害を受けた岡山県内の避難所で活動した静岡 DWAT 登録員の生の声を交えながら、実際の活動内容も紹介した。加えて、福祉避難所の開設訓練に参加する DWAT 登録員の様子など平時からの活動にも焦点を当てた。

県内市町や福祉関係団体などに DVD を配布するほか、動画投稿サイト「YouTube」の同県社協公式チャンネルでも公開している。

## 車いす乗車ガイド作成 タクシーのトラブル防止 ～愛知県

車いすのまま乗車できる「ユニバーサルデザインタクシー（UD タクシー）」の乗車トラブル防止と利用促進に向け、名古屋市と市障害者差別相談センター（市社会福祉協議会運営）、名古屋タクシー協会が車いす乗車ガイドを作成した。同センターによると、UD タクシーの乗車ガイド作成は全国初だ。

UD タクシーは車いす利用者や高齢者、ベビーカーを持った人ら、誰もが利用しやすい車両として国土交通省が認定している。トヨタ自動車製の UD タクシー「JPNTAXI」が多く導入されており、2020 年 3 月末現在、愛知県内のタクシー約 8400 台のうち、約 1000 台が JPNTAXI だ。

車内は広く、車いす乗降用スロープにより、車両の側面から車いすのまま安全に乗車できるのが特徴だ。ただ、スロープの設置方法が分からない、車いすを載せるためのスペースが確保できない、配車係が UD タクシーの特性を理解していないことなどを背景に、乗車拒否などの乗車トラブルが全国的に問題になっている。同市内でも同様のトラブルが発生しており、2016 年 8 月～2019 年 6 月の間に、同センターに寄せられたタクシーに関する相談 10 件のうち、乗車拒否など UD タクシーに関する相談は 5 件を占めた。

こうした声を受け、同センターは障害者側とタクシー業界側双方が実情や課題を共有する場が必要だと判断。2019 年 10 月からおよそ 1 年間、同センターや名古屋タクシー協会、社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会など複数の障害者団体が、乗車トラブルの原因や防止に向けた方策を協議してきた。

共通の手引きが必要との意見も挙がり、意見交換の成果として、乗車ガイドを作成した。車両の特性や乗車方法、配車時の注意点などが写真を交えて分かりやすく紹介されている。車いすの固定ができず、シートベルト非着用になるなど前向き乗車よりもリスクが高い横向き乗車では、通常時よりも低速で走行するといった留意点も記載した。

また、乗車トラブルの防止に向け、車いす利用者が配車を依頼する際のチェックリストや、事業者側が配車を受け付ける際に確認すべき事項を示すフローチャートも付けた。

4 月 13 日に名古屋市内で UD タクシー乗車ガイドの説明会があり、JPNTAXI の乗車体験も行われた。乗車ガイドは区役所や障害者団体、タクシー会社などに配布されるほか、同センターホームページからダウンロードできる。

## ケアラーに寄り添う 市町村初、栗山町で条例施行 ～北海道

北海道栗山町で 4 月 1 日、「ケアラー支援条例」が施行された。ケアラーが孤立することなく健康に暮らせるように支援することが目的。町は具体策を盛り込んだ推進計画を作り、毎年度、施策の進展状況を評価し、必要な見直しを行う。同様の条例は埼玉県に次ぐ 2 例目で、市町村では初めて。

条例ではケアラーを「高齢、障害などにより援助が必要な親族、友人などを無償で介護、看護、世話をする人」と定義。現在、課題となっているヤングケアラーも含まれる。

推進計画の期間は 3 年。具体策として相談支援体制の整備、集いの場の設置、人材育成、広報啓発などについて規定し、介護保険や障害者福祉など他の計画との整合性を図る。

また、社会福祉協議会民生児童委員、ボランティア団体、ケアラーなどが参加する協議会を設置して、推進計画作りや施策の評価などを行う際に意見を聞く。町は 2021 年 10 月をめどに推進計画をまとめるという。

## 凸版印刷とカフェ創設 障害者の社会参加推進へ ～愛媛県

アートを通じて障害者の社会参加を支援している NPO 法人インクルーシヴ・ジャパン（松前町）と凸版印刷（東京都）がこのほど、障害者アートのギャラリーとカフェが融合した新施設を松山市朝生田町 6 丁目に開設した。各企業のデザイン採用に向けて PR する仕組みも作り、関係者は「障害のあるアーティストが自立に向けてモチベーションを高める場にしたい」と意気込んでいる。

施設は「アートカフェ インクルーシヴ サポートッドバイ ネスカフェ」。インクルーシヴが運営する就労継続支援 B 型事業所「ヒカリのアトリエ」の利用者の作品展示の場、構想を練るカフェとして活用する。広さは約 80 平方メートル。取り組みに賛同したネスレ日本（兵庫）がコーヒーマシンやコーヒード豆を提供した。

凸版印刷は利用者の作品をスキャンしてアーカイブ化し、各企業に有料でのデザイン使用を仲介し、障害者が収益を得られるよう後押しする。売れる利用者とならない利用者の工賃の差が開かないよう、収益は利用者全員に反映する。

「ヒカリのアトリエ」管理者の青山俊子さんは「利用者のモチベーションが上がり、自己肯定感が高まることを期待したい。ここが、社会への『出口』のような場所になってくれればいい」と願った。

凸版印刷の担当者は「何かわれわれにできることがあればと考えた。わたしたちの得意分野を生かし、利用者の工賃の底上げやダイバーシティ（多様性）の実現に貢献できればうれしい」と話していた。

## シエマでバリアフリー点検 利用しやすい映画館に ～佐賀県

佐賀市の映画館「シアター・シエマ」でこのほど、バリアフリー化を目指す視察が行われた。身体障害者や聴覚障害者らが参加し、施設内の移動などを確認しながら誰もが安心して映画館を利用できるためのアイデアを出し合った。

視察では、施設内にある段差について「段差同士の距離が近いと車いすで越えるのが難しい」との指摘があった。広いスペースの個室トイレの確保や屋外での点字ブロックの設置を促したり、エレベーターのボタンを車いす利用者が押せる場所に配置することを助言したりしていた。

「介助者が並んで歩くために通路の幅は 120 センチはほしい」「傾斜がある場所はカーペットの色を変えるなど目印を」といった提案もあった。バリアフリー関連の取り組みなどについても意見交換した。

シアター・シエマでは音声ガイド付きといったバリアフリー映画を上映するなどしている。視察にはバリアフリー映画を製作する「みないろ会」の森きみ子会長や、誰もが暮らしやすい街を目指す「〇〇（まるまる）な障がい者の会」の内田勝也会長も参加した。4 月末をめどに改善案をまとめる。今後は補助金や募金、クラウドファンディングなどを通じて改修資金の調達を図る。

内田会長は「ちょっとした段差や急なスロープの解消は、高齢者やベビーカーの利用者も利用しやすくなる。みんなが生活しやすくなるよう、できるところから進めてほしい」と話した。



## 事務局より

### 事務局交代のお知らせ

○公益財団法人北海道肢体不自由児者福祉連合協会（令和3年4月1日付）

前：事務局長 吉澤 季孝氏 → 新：事務局長 加藤 英明氏

○鳥取県肢体不自由児者父母の会連合会（令和3年4月1日付）

前：事務局 宮崎 明美氏 → 新：事務局 小林 明美氏

### 令和3年度通常総会（全国会長・事務局長会議）書面決議のお知らせ

「令和3年度通常総会（全国会長・事務局長連絡会議）」につきましては新型コロナウイルス感染拡大防止という観点から書面決議にて行うことといたしました。

なお、総会の議案等につきましては5月22日開催の第1回理事会において議決後に改めてご送付いたします。ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 5月の予定

7日（金）	関東甲信越ブロック会長会議 はげみ編集委員会	リモート会議 日本肢体不自由児協会
10日（月）	全国社会福祉協議会 実務者会議	リモート会議
17日（月）	全国社会福祉協議会 常任協議会	リモート会議
21日（金）	令和2年度会計監査	全肢連事務局
22日（土）	令和3年度第1回理事会	IKE・Biz 第3会議室

### ふわりいランドセル 株式会社協和

障害児用オーダーメイドUランドセルのNEWデザインができました。  
是非ご覧ください。

[https://fuwarii.com/user\\_data/u\\_order](https://fuwarii.com/user_data/u_order)



### コカ・コーラ「福祉自動販売機」設置へのご協力を！

売上げの一部は会の活動資金として活用されています

公共施設、企業に設置できます

設置の手続については全肢連・担当者が行います

★情報提供は 全肢連 事務局までお願いします★

☎03-3971-3666 FAX:03-3971-6079

mail:zenshiren@zenshiren.or.jp



# 新型コロナウイルス感染予防のために

風邪や季節性インフルエンザ対策と同様におひとりおひとりの咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。



たかみ ちか  
高海 千歌



いさな 梨子  
桜内 梨子

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「**手洗い**」や「**マスクの着用を含む咳エチケット**」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

**外出先からの帰宅時**や**調理の前**、**食事前**などこまめに手を洗います。



あらい 麗  
渡辺 麗

## 正しい手の洗い方

手洗いの前に  
・爪は短く切っておきましょう  
・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。